

桜井市簡易専用水道事務取扱方針

第1 趣旨

この方針は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和32年政令第336号）及び同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、簡易専用水道に係る指導方針、事務処理要領等必要な事項を定めるものである。ただし、国の設置する施設については、この方針の適用を受けないものとする。

第2 簡易専用水道の届出

簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して当該簡易専用水道を設置している場合はその代表者、又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者がある場合は当該権限を有する者。以下「設置者」という。）は、簡易専用水道を設置し給水を開始しようとするときは、あらかじめ第1号様式により水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届け出るものとする。

- 2 設置者は、前項の届出事項に変更があったときは、速やかに第2号様式により管理者に届け出るものとする。
- 3 設置者は、当該簡易専用水道の廃止により、簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに第3号様式により管理者に届け出るものとする。

第3 簡易専用水道施設台帳の作成

管理者は、第2第1項又は第2項により届出があったときは、現地を確認のうえ第4号様式により、簡易専用水道施設台帳を作成するものとする。

第4 定期検査の実施

法第34条の2第2項の規定により、設置者は、毎年1回以上定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）による検査を受けなければならない。

- 2 設置者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律20号。以下「ビル管理法」という。）の適用施設にあっては保健所長又は登録検査機関の長に、ビル管理法適用外施設（以下「一般施設」という。）にあっては登録検査機関の長に、施設の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類及び検査手数料を添えて、第5号様式により検査を依頼するものとする。
- 3 法第34条の3の規定により、登録検査機関の長は、設置者から検査依頼があったときは、遅滞なく検査を担当する者（昭和53年環水第64号水道環境部長通知に適合する者。以下「検査員」という。）を当該簡易専用水道の設置場所に派遣し、関係法令に基づき、第6号様式により衛生状態の検査を行うとともに、検査の結果、判定基準に

適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言するものとする。ただし、特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、速やかに対策を講じるよう助言を行うことのほか、直ちに管理者にその旨を報告するよう助言するものとする。

- (1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- (2) 水槽内に動物等の死骸がある場合
- (3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- (4) 水槽の上部が清潔に保たれない、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- (5) マンホール、通気管等が著しく破損する、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- (6) その他検査員が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

4 保健所長又は登録検査機関の長は、検査を終了したときは、速やかに設置者に対し、第7号様式の検査済証を交付するものとする。

第5 立入検査

管理者は、次のいずれかに該当する場合は、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。

- (1) 第4第3項により設置者から報告があった場合
- (2) 登録検査機関の長から検査済証の写しを受理し、明白な水質汚染又はそのおそれがあると認められる「不良」と判断される事項があった場合
- (3) 設置者又は当該簡易専用水道の利用者から、相談又は苦情等の連絡があった場合
- (4) その他特に必要と認める場合

2 管理者は、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めるときは、原則として設置者に第8号様式により維持管理指導票を交付し、その改善を指導するものとする。

3 管理者は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ、再度立入検査を行い指導事項の改善状況を把握するものとする。

第6 帳簿の備付け

設置者は、次に掲げる帳簿書類を備え、保存しておくものとする。

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽その他水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (3) 水槽の掃除の記録
- (4) 水槽の点検の記録、給水栓における水質検査の記録等の管理についての記録

2 前項(1)及び(2)の図面については永年保存するものとし、その他については3年間保存するものとする。

3 登録検査機関の長は、検査に関する記録を整備し、これを3年間保存するものとする。

る。

4 管理者は、立入検査等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。

第7 報告

設置者は、次の(1)及び(2)に該当する場合は、第9号様式により、(3)に該当する場合は、第10号様式により、速やかに管理者に報告するものとする。

(1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生した場合

(2) 給水停止の措置をとった場合

(3) 維持管理指導票を受理し、その対応措置が完了した場合

2 登録検査機関の長は、定期検査の毎月の実施状況を第11号様式により、遅滞なく管理者に報告するものとする。

第8 県との協力

管理者は、奈良県と簡易専用水道設置状況の把握及び維持管理に対する指導等について協力するものとする。

附則

この方針は、平成25年4月1日から運用する。